

久喜市地域防災計画（案）に対する意見募集の実施結果

久喜市地域防災計画（案）に対する意見募集を実施したところ、4件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。なお、意見は内容ごとに集約させていただきました。

意見提出期間	令和3年12月18日～令和4年1月16日
意見件数	1人 4件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例案（計画案）への反映
1	風水害編 第1章 第2節 64 ページ 「発災前の避難決定及び市民への情報提供」について、昨年配布された「洪水判断避難ブック」の6頁には利根川中流4県境広域避難協議会の広域避難の情報について、「久喜市でもこれらの情報に準じて広域避難の情報を発表していきます」とあるが、広域避難を標榜する久喜市としては、広域避難のためのトリガーを積極的に発信していくことを地域防災計画に盛り込むべき。	利根川上流河川事務所を中心に組織する利根川中流4県境広域避難協議会では、巨大台風の襲来等で大雨が予想された際の広域避難の仕組みづくりを検討しています。 具体的には、大雨が予想される早期段階から气象台と河川管理者が協議し、協議会参画自治体に対して情報提供（流域の累積雨量、降雨や水位の予測）を行い、それを受けた自治体が広域避難のための共同検討を行い判断する仕組みです。本市としましては、協議会の構成メンバーではありませんが、協議会の動向を注視し、関係機関と情報交換をしながら、広域避難の実施を判断します。市民の皆様に対しては、平時から広域避難の必要性について、周知して参ります。 計画書 P. 64 には、利根川氾濫時における広域避難の必要性の周知について追記します。	原案の修正 該当箇所の文言に追記します。
2	風水害編 第2章 第4節 91 ページ 「熊谷地方气象台と市とのホットラインの運用」について、住民の利根	利根川氾濫時の避難判断については、栗橋地点の基準水位による判断を基本とし、利根川上流河川事務所からのホットライン等をふまえ、判断することになります。し	原案の修正 該当箇所の文言に追記します。

	<p>川洪水の「広域避難」のためには栗橋水位を基準にした避難判断では令和元年東日本台風（台風19号）の例からみて交通渋滞や鉄道の計画休止などもあり、かなり遅い。利根川や渡良瀬川上流域での降雨量で判断すべきである。（例えば、群馬県や栃木県での降雨予想とか大雨特別警報発令の見通しとか）熊谷地方気象台だけでなく（埼玉の雨量は利根川・渡良瀬川の水位にあまり関係がない）関東地方整備局・前橋地方気象台・宇都宮地方気象台とのホットラインも必要。</p>	<p>かし、広域避難のためには、より早めの避難情報の発令が求められることから、ご指摘のように、利根川上流域での雨量情報が重要となります。</p> <p>国土交通省各河川事務所では、河川の水位予測のために、流域の雨量情報を持ち合わせています。このため、流域雨量に関する情報については、河川事務所からの洪水予報とあわせて提供されるものであり、既存のホットラインの運用で対応できるものと考えます。また、避難情報の発令の判断の際には、必要に応じて、市から河川事務所に対して助言を求めることができることになっています。</p> <p>計画書 P. 91 には、国交省各河川事務所と市のホットラインの運用について、市から河川事務所に対して助言を求める旨、追記します。</p>	
3	<p>風水害編 第2章 第5節 103 ページ</p> <p>(7)・・・が抜けている。</p>	<p>当該箇所については、「(7) 非常通信の利用」の見出しに続いた文章がありましたが、パブリックコメント資料において欠落していました。</p> <p>欠落していた見出し及び文章を追記します。</p>	<p>原案の修正 該当箇所の文言に追記します。</p>
4	<p>風水害編 第2章 第9節 152 ページ</p> <p>「避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容」について、要支援者は一旦緊急避難場所（ex. 栗橋南小）に集合し、そこで避難バスに乗ってもらい、市の避難所（ex. 総合運動公園）まで搬送されるというという説明を聞いていたが、地域防災計画のどこにもその記述がない。車をもたず、自力で広域避難できない高齢者などをどう救うのか。地域防災計画に織り込んで一歩ずつ実現化に向かってほしい。また官民協力し</p>	<p>ご指摘をふまえ、計画書 P. 152 には、避難手段を持たない方への支援として、バスによる避難者の移送について追記します。</p> <p>官民協力による避難訓練の実施については、計画書 P. 25～P. 27 「第4節 防災訓練計画」内の「第2 総合防災訓練の実施」および「第3 事業所、自主防災組織が実施する訓練」で示した内容が該当すると考えます。避難支援の実行性を高めるため、今後は、バスによる広域避難を含む訓練を企画・実施して参りたいと考えます。</p>	<p>原案の修正 該当箇所の文言に追記します。</p>

	てその避難訓練を行うべき。		
--	---------------	--	--

【問い合わせ】

消防防災課 危機管理係

電話 0480-22-1111 内線 2644

shobobosai@city.kuki.lg.jp